

第4回東久留米市事務事業に関する外部評価会議経過要録						
室長	課長	主査	担当	担当		
/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/
日時	令和 元年 10月 25日 (金) 午後 1時 30分～4時 10分					
場所	本庁舎 4階 庁議室					
議題	(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答について (2) その他					
出席者	委員 1 朝日 ちさと 2 平井 文三 3 笠井 繁美 4 富永 弥生 5 林 誠二 説明員 1 環境政策課長（岩澤） 2 都市計画課長（久保） 事務局 1 企画経営室長（土屋） 2 行政管理課長（久保田）					
<p>【企画経営室長】 本日は、東久留米市事務事業に関する外部評価会議にご出席いただき感謝申し上げます。それでは、令和元年度第4回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を開催させていただく。議題に入る前に、本日の出席者について行政管理課長から報告する。</p> <p>【行政管理課長】 本日は、全員出席である。定足数に達しているため会議は成立する。次に配布資料の確認を行う。</p> <p>— 配付資料の確認 —</p> <p>(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答について <基本事業番号 0702「都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導」> <基本事業番号 1402「緑の保全と活用」></p> <p>【企画経営室長】 それでは議題に入らせていただく。まずは、(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答についてである。行政管理課長より説明させる。</p> <p>【行政管理課長】 第3回会議では、令和元年度の外部評価対象項目の基本事業に属する事務事業について各所管課から事業内容と所管課の評価について説明を行った。本日の会議では、そこで説明のあったうち、「基本事業番号 0702 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導及び 1402 緑の保全と活用」に含まれる事業に関して所管課長と質疑応答を行いながら、外部評価会議としてのご意見等をいただきたいと考えている。ご意見等をいただくにあたって、改めて評価の視点を確認させていただく。令和元年度外部評価シートの「3 評価の視点」をご覧ください。</p> <p>— 評価の視点について読み上げ — 次に、委員より追加のご要望があった資料について、所管課長から説明を行う。 なお、所管課準備資料に加えて資料2以降は、事務局にて準備させていただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基金条例 ・東久留米市宅地開発等に関する条例 ・東久留米市宅地開発等に関する条例施行規則 ・みどりの基金残高の推移 						

【環境政策課長】

—資料 1 について説明—

【企画経営室長】 前回会議にて要望いただいた資料について説明させていただいた。また、参考となる資料については、事務局で準備させていただいた。なお、本日は 2 つの基本事業に属する事務事業についての評価となるが、基本的に事務事業番号順に進めていくことを考えている。ただ、類似した事業や、他の事業との関連性に鑑みながら評価した方が事業全体の効果を測りやすいものもあると思われることから、次の括りを目安に所管課との質疑応答を進めていくことを予定している。

①宅地開発と住環境の形成に関する事業として

- ・ 070209 宅地開発指導事業
- ・ 070210 生産緑地地区関連事業

②公園に関する事業として

- ・ 070201 子供の広場整備事業
- ・ 070202 公園整備事業
- ・ 070203 公園維持管理事業
- ・ 070204 公園施設長寿命化対策事業

③樹林地、緑地等の維持管理事業として

- ・ 140201 樹林地等管理事業
- ・ 140202 緑地保全地域植生管理事業
- ・ 140203 保存樹木等保護支援事業
- ・ 140204 緑地保全計画推進事業

この進め方についてご意見等はあるか。

—質疑等なし—

<①宅地開発と住環境の形成に関する事業（070209、070210）>

それではそれぞれに関して質疑応答を行っていく。では、早速であるが、①宅地開発と住環境の形成に関する事業（070209、070210）について、委員から質疑、ご意見等があれば願います。

【委員】平成 29 年に都市公園法、都市緑地法、生産緑地法等の都市の緑化に関する法律が改正された。既に全て施行されており、それに対する市の方針があれば、あらかじめ聞いておいた方が全体を通じた議論が行えるかと思う。

【都市計画課長】法改正の主旨は、都市の緑地が「開発されるもの」から「都市にあるべきもの」へ転換されたことであると思う。法改正により、生産緑地地区として認められる要件が 500 m²以上であったものが、300 m²以上へと引き下げられた。また、平成 3 年に生産緑地法の改正で、第一種、第二種の区分けを廃止し、一律で生産緑地の指定から 30 年を経過するといつでも買い取り申し出が可能となった。これにより生産緑地の解除が出来てしまうようになったものを、特定生産緑地として指定することで 10 年間延長できるようにする制度を来年から始められるよう取り組んでいる。

【委員】都市公園法、都市緑地法、生産緑地法については、東久留米市では緑の基本計画で包括的に取り組んでいくスキームとなっている。東久留米市では、第二次緑の基本計画の中間見直しが終わったところであると思うが、市全体として緑地等の維持増進について、どのように取り組んでいくのか伺いたい。

【環境政策課長】緑の基本計画で、緑被率が低下していることが報告されており、主に農地が減少していることが挙げられ、要因としては生産緑地が相続により解除されることが大きい。これは、傾向として止めることは難しい。公園については、市の条例では、3,000 m²以上の宅地開発等に伴い 6 %の公園を整備すると規定している。しかし、緑地等の減少幅の方が大きい現状となっている。

【企画経営室長】基本的な市の方針としては、長期総合計画にも示されているとおり、緑の保全を大きなテーマとして取り組んでいる。

【環境政策課長】市では、緑地保全計画を策定している。そこでは市内緑地 10 か所について、緑の保全を図ることと定めており、中には社寺林など普遍的なものも含んでいるが、買い取り等を含め緑を守る取り組みを進めている。

【企画経営室長】宅地開発の指導のなかで、公園等の整備の規定を設けている状況である。当市の現状を説明させていただくと、開発区域が 3,000 m²の場合、6 %に当たる 180 m²の公園が整備される。市内の公園は、この規定に基づき整備されたものが多く、宅地化に伴い小規模な公園が整備されてきた。また、議

会からは、同様の環境で整備されてきたことから似通った公園が多いという意見も挙がっている状況である。当初、整備された頃は、新規住宅であることから近隣には比較的若い世代が多く住み、そこで子供を遊ばせることができ役に立ってきた。しかし、近隣住民の年齢層が上がることで、市民ニーズは変化していることから、市として公園の整備、維持管理をどのように取り組んでいくべきか対応が課題となっている。

生産緑地については、法改正により、都市の緑地を確保できるようにするため、小規模なものでも指定できるよう、要件が緩和された。平成4年以降、当市では、新規指定をほとんど行っていないが、指定要件の緩和など、都市における緑地機能を維持するため、法改正が行われてきている。しかし、依然として都市部における農業従事者の後継者不足の影響から、相続に伴って農地を手放さなければいけないという状況は続いている。

もう1つは、宅地開発の条例のなかで、事業面積が3,000㎡未満の場合、面積に対し3%の自主管理緑地を設ける規定となっている。しかし、緑地等の整備ができない場合、寄付金を納付することで、緑地等を整備しなくてよいとする規定を設けている。その寄付金については、みどりの基金として積み立てるようにしており、基金残高は、平成30年度末時点で約10億円となっている。また、みどりの基金条例の処分規定では、「基金は、緑地保全及び緑化推進に関する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」としている。そのため、先ほど説明した市内緑地10か所を、購入する費用として充てることができる。一方、性質上、公園の整備等へは当てはまりにくい規定となっている。このような、当市の現状も踏まえ、委員の方からご意見いただきたいと考えている。

【委員】法改正により小規模な生産緑地が増えているということか。

【都市計画課長】現在の規定では、生産緑地地区の指定の要件は、300㎡以上としているが、100㎡規模のものが周辺に点在しているような場合は、それを一括りとして認められることとしている。そのため、100㎡規模の生産緑地が点在してしまう可能性はあると思われる。しかし、100㎡ほどあれば避難場所などへ活用することができる。

【委員】緑地には、水が浸透する機能もあり、そのため、むしろ点在していたほうが良いケースもあるかと思う。このような、目に見えない効果があると思うので、それを評価していくべきだと思う。

また、小さい公園についても、公園の被覆が土であれば、利用者がいなくても、環境機能は備えていると思う。その他に、防災倉庫を置くことができるなどの機能もある。緑地や公園には、機能の広がりがあると思われるので、それを目に見えるかたちで評価していただきたい。

【企画経営室長】生産緑地法は、国の法律であり、市では、それに基づき生産緑地地区の指定と解除の事務手続きを行っている。

【都市計画課長】生産緑地は、あくまで農地であるため、農業に関連する施設は設けることができるが、基本的には、施設を設けることはできない。しかし、オープンスペースや緑地空間としての機能はある。

【委員】国から定められていることは仕方がないが、生産緑地の管理は、所有者が行うのでいいと思うので必要ないが、維持管理のコストがかかる公園の機能は、目に見える形で評価するべきである。

【環境政策課長】小規模公園も一時避難場所として指定されている箇所もある。また、防災倉庫を設置したいという要望もあるが、建築確認が必要となり、費用がかかる。

【企画経営室長】行政が許可する場合、法的な手続きが必要になってくる。

【環境政策課長】自治会等で負担いただきたいと案内するとなかなか前に進まない現状がある。緑の機能としては、公園にどの程度の植栽等を整備するのか難しい面がある。例えば、大きく成長すると台風による倒木で市民に危険を及ぼす恐れもある。

【委員】生産緑地についてであるが、東久留米市では、生産緑地を営農する主体は、個人と農業法人とではどちらが多いか。

【都市計画課】ほとんどが個人である。

【企画経営室長】市内に農業法人は、今のところない。

【委員】高齢化も進んでいると思う。そのため、生産緑地の一番の壁は、相続である。市に買い取り申し出があったとしても、対応できるだけの財源もないと思う。

【都市計画課長】結局のところ相続税が払えずに売却となってしまう。国の説明会等でもそこについては、何とかしてほしいという要望が挙がっているようである。

【企画経営室長】東久留米市で営農している農家の規模では、農業収入だけで自立することは難しく、専業農家はほとんどいない状況であり、他で収入を得ながら農業を営んでいる農家がかなりの割合を占める。このような方々は、経営基盤としては農業以外の収入に頼らざるを得ず、相続が発生した際に納税猶予の

適用を受けない限り、宅地並みの相続税が発生するため、何らかの財産処分をせざるを得なくなってしまう。また、納税猶予の適用を受けた場合、終世に渡り農地の管理を行わなければいけないことから、現実的には、難しい現状である。

【委員】市街化区域内の農地については、宅地並みの課税をしてしまうと、所有者が、破産してしまう。生産緑地制度とは、生産緑地として営農をずっと続けるのであれば、固定資産税を下げるものである。バブル崩壊後も宅地価格については高止まりしてきたが、今後、オリンピックが終わり少子高齢化により人口減少していくとどのようになるか。誰にも予測はできないが、地方自治体は、様々なケースに備える必要がある。

【企画経営室長】都市近郊の土地利用は、どのようになっていくか微妙な時期になってきている。人口減少社会に移っていく中で、宅地開発がどの程度進むのか。今までは、相続税を払うのに財産処分をしていたが、財産処分しても払うのが難しい時代になってくる。

【委員】アパート経営型は、経営環境が悪化してきているため、小規模マンション経営か、狭小敷地上の小さい3階建てなどの需要がなくなってくる。今後、住宅地の不動産を買う人もいなくなるかもしれない。そうすると、生産緑地の保全が問題ではなくなるかもしれない。

【委員】公園などのオープンスペースについてであるが、基本的に良いこと（グズ）があるとされているが、場合によっては、悪いこと（バズ）があるという研究がアメリカでされている。日本でどうなるかわからないが、公園の周りの人口減少が進むと犯罪が増加し、子供に対する痴漢等が増える場合があるとき。そうすると、良いスペースになることを前提に公園を整備したが、このような犯罪が増加し、市民の安全が脅かされることもある。また、それに対応するため余計にコストがかかることもある。今後、公園や緑地を増やすのであれば、このようなコストがかかることも想定し、管理の仕方を考えなければいけない。場合によっては、増やすという方向性を見直さなければいけない可能性もある。

【委員】人口は、増加の局面では、面で増えていく。東久留米市で言えば滝山、ひばりが丘、駅周辺がその例である。人口減少局面では、転出などにより面ではなく点で減っていきスポンジ化するため、徐々に人口密度が低くなっていく。

【企画経営室長】これは、将来的な都市近郊の土地活用によるところもあると思うが、委員の言われるとおり、公園を多く整備すれば良いというものでもないと思う。生産緑地や農地などは、持ち主により管理されることで、涵養地としての機能を持ち、災害防止につながる。生産緑地制度などにより、都市の緑の確保については、引き続き取り組んでいく必要があると考えている。

【委員】緑の確保に努めることで、併せて維持管理の課題が発生するという話であるが、持ち主や地域のコミュニティの関与が必要になってくると思われる。

【企画経営室長】農業生産者からは、農地として維持していくための支援策についての要望は、多くいただいている。

【都市計画課長】あまり需要はないが、農地を貸借できるような制度もある。

【委員】第6次産業化のような動きはあるか。市街化調整区域などでは、レストラン経営であったり、福祉的な利用が認められているケースがあるようである。

【委員】財政健全経営計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、第6次産業化について記載している。

【企画経営室長】農業に従事していない方からそのような提言をされることは多いが、実際は、農業生産者たちが自ら事業を起こして第6次産業へ取り組むことは、かなりハードルが高いのが現状である。

【都市計画課長】法改正により田園住居地域という用途が設けられ、例えば畑の中にレストランなどが建てられるようになったが、その分規制も多くなったようで、やはりハードルは高いようだ。

【委員】前回の財政健全経営計画検討会議の際、農業委員会の方から、農家が耕作しきれない部分は、市民農園にして、農家が育成方法などをサポートするようなものは考えられないかという話もあった。

【企画経営室長】市内の農家で体験農園に取り組まれているところもある。これにより、農地を残す取り組みにも繋がっていると考えている。このあたりは、農業政策に関することになってくる。今回の外部評価会議では、緑地・公園の確保及び維持管理をどのように取り組んでいくか意見をお伺いしたい。

【委員】宅地開発について、3,000㎡以上または、3,000㎡未満でそれぞれ年間何件ぐらいの開発が行われているか。

【都市計画課長】3,000㎡以上と3,000㎡未満の合算になるが、だいたい40件程度である。

【委員】そのうち寄付金となるものは、何件ぐらいか。

【環境政策課長】参考資料のとおりである。みどりの基金からは、平成23年度と平成24年度に農地を

買っている。それ以降、購入していないので毎年積立額が増加している。また、3%のうち0.5%を寄付金対応という場合もある。

【企画経営室長】平成29年度が多くなっている。

【委員】オリンピックが近づき宅地開発が進んだのか。

【企画経営室長】宅地開発の件数はそこまで増えていない。

【環境政策課長】3,000㎡未満で3%の緑地確保の場合、自主管理緑地という形になる。その場合、寄付金対応になるケースは多いようである。

【企画経営室長】時間の関係もあるため、①宅地開発と住環境の形成に関する事業（070209、070210）については、以上とさせていただく。必要に応じて後から質問していただいても構わない。

<②公園に関する事業について（070201、070202、070203、070204）>

【企画経営室長】次に、②公園に関する事業（070201、070202、070203、070204）について進めさせていただく。質疑等はあるか。

【委員】子供の広場については、相続等により返還を求められるようなケースはあるか。

【環境政策課長】直近2年から3年以内にそのようなケースはない。ただし、1か所だけ今年の10月1日に東京都から借りていた向台広場を返還した。そこは、東京都が調整池にすると聞いている。

【企画経営室長】過去に遡れば他にも返還したケースがある。

【環境政策課長】さいわい第三広場については、今後都市計画道路が整備される予定となっている。

【委員】法人所有であれば、安定しているのかもしれないが、個人所有であると地主が高齢の方であると相続の問題がでてくる。人口急増期により追いつかなかった部分を子供の広場事業で補って公園を配置しているのだとしたら、個人都合で返還したら、バランスが崩れるようなことはないか。

【環境政策課長】そのとおりである。東久留米市都市公園条例に基づく一人当たりの公園面積5㎡の補完事業として子供の広場事業があるが、民有地を借り上げ、1年契約をしているが、利用者がいるため、客観的な理由がなければ、現実には返還は難しい現状である。

【委員】5㎡になる前の3㎡はクリアしているか。

【環境政策課長】平成31年4月時点で2.81㎡となっている。

【委員】事務事業概要シートの公園整備事業に、近隣市の状況にチェックが入っていないが、近隣市では実施していないのか。

【環境政策課長】各市それぞれ事業の取り組み状況が異なり、一律に比較ができないことからチェックが入っていない。

【委員】外部評価シートの公園維持管理事業に、「公園等を巡視をし」と記載されているが、業務委託などによりパトロールをしているということか。

【環境政策課長】職員が必要に応じて公園等の巡視を行っている。

【委員】パトロールや警備ではなく点検という意味か。

【環境政策課長】遊具の点検については、法定点検を別途業務委託している。市民から、ゴミが捨てられているや、枝折れしているなど様々な声をいただくため見回りをしている。また、清掃については、また別途業務委託している。

【委員】事務事業概要シートの公園維持管理事業の成果指標に「事故が発生しなかった公園・緑地の割合」が非常に高い数字となっていて良いことであるが、具体的に事故とはどのようなものか。

【環境政策課長】過去には、ブランコの輪がはずれ、利用者が怪我をされたことがあった。事故として把握しているものは、このような人身事故等である。

【企画経営室長】事務事業概要シートの公園維持管理事業の事業費が平成29年度48,780千円、平成30年度63,147千円となっているが、平成30年度が増えた理由は何か。

【環境政策課長と公園係長】確認する。

【企画経営室長】台風の影響か。確認をお願いします。

【委員】評価の視点にある「緑地や公園に対する市民ニーズは周辺環境により変化することから、整備や維持管理にあたってはそうした変化を捉えることも重要である。」という点は重要であると思う。公園のようなオープンスペースに、人目が入るようにするなど、防災防犯面の視点が何らかのかたちで入ってきてもいいのではないか。

【環境政策課長】現在は、公園維持管理の面しか記載していないため、評価の視点として検討していきたい。

【委員】公園に対する市民ニーズの変化をとらえることが重要であるとのことだが、どのようにニーズを把握するのか。

【環境政策課長】その辺りが一番難しいところで、利用者と近隣住民で公園に対する思いが違う。例えば、利用者からは、ボール遊びや、花火を認めて欲しいという要望があるが、近隣住民としては、迷惑と感じてしまう。その辺りをどうとらえるかが難しい。さらに、現在は、自治会がない地区もあり、そのあたりの調整が難しい。

【委員】市民ニーズを把握することで、特色ある公園を設置することができると思う。テニスコートが設置されていることも、特色ではあるかと思うが、わかりやすいものでなくても市民ニーズを反映してほしい。

【環境政策課長】公園が整備された当初は、開発区域の公園であるため、若い世代の住民が多く、小さい子供からスプリング遊具の人気は高い。ただし、20年、30年経過すると、スプリング遊具は老朽化し使えなくなってくる。遊具の交換も費用がかかるためなかなか更新できずにいる。

【委員】遊具以外でもいいのではないか。

【環境政策課長】椅子やテーブルなどの整備も検討しているが、それについても費用がかかり、財源の捻出に苦労している。

【委員】子供の遊び場が少ない都心部では、子育て関連の施策の中で公園を利用している事例がある。このように市の施策として取り組むことで、ある程度、近隣住民への同意も得られやすくなると思う。例えば、フリーマーケットを行うことで地域のコミュニティとしての活用方法もあると思う。

【環境政策課長】保育園がお祭りに利用したいなどの要望はあり、占用許可を行っている。

【委員】このようなニーズの把握はできるのか。評価項目として設定できるか。

【環境政策課長】145か所の公園があり、面積の大きい公園については、フリーマーケットやお祭りをやりたいという要望は多いが、小さい公園については、占用許可申請はあまりない。

【委員】今の話の関連であるが、認可保育所の設置基準に園庭の面積の規定があり、公園を園庭代わりに利用していると思う。そのようなニーズは把握しているか。

【環境政策課長】利用するにあたり申請をいただいているので把握している。駅の西口にある公園はよく使われている。

【環境政策課長】公園は、様々な利用方法があるための評価指標の設定が難しい。

【委員】先ほども委員から話があったが、子供を安全に遊ばせたいという保護者のニーズは高まっていると感じる。例えば学童保育を小学校6年生まで預けられるようにすることや、放課後子供教室など管理者のいる公園で遊ばせたいなど、子供に対する大人の意識が変わってきている。安心して子供が遊べる公園を整備するために、ただ植栽管理を徹底するだけではなく、どうしたら良いか考える必要がある。

【委員】NPO法人や大学生のボランティアなどが、各公園にサポーターを配置している地域もあり、遊びに行けば必ず大人目があるようにしている。他部署の分野かもしれないが、東久留市でもこのように公園の付加価値を高めていくような、取り組みをしていく余地はあるか。

【環境政策課長】公園を維持管理している部署が、主体となって事業を展開するところまではできていない。ただし、要望いただければ公園を貸し出すことはできる。

【委員】事務事業概要シートを見ると、ニーズに対応する基盤となる維持管理をしているというところは、よくわかるが、ここでいうニーズに対応する事業主体ではないということか。

【環境政策課長】パブリックスペースである公園の活用方法については、当課の範囲外となると思われる。

【委員】営利であれば産業政策課。非営利であると生活文化課になるか。

【委員】公園という資源があって、他部署の事業が展開できるのだとしたら、そこについても評価していきたい。

【企画経営室長】公園については、他の施策と関連付けて活用方法を見出していくことが十分考えられると考えている。

【委員】インフラを整備する側と利用する側でうまく連携できると、ニーズに対応した公園を整備することができ、また、大きさに応じて整備の仕方を変えるなどの方法も考えられるようになると思う。

【企画経営室長】冒頭でも述べたが、宅地開発に伴い整備される公園については、小規模な公園が多い。しかし、今述べられたような活用ができるのは、大規模な公園であることが多く、市内にはあまり多くない。現在、市として公園の整備計画等により公園を整備していくほどの財源がない。市内にある白山公園、滝山公園などの大規模公園は、団地の建設に伴って確保されてきた。また、上の原の公園についても、元々

は、団地整備に伴って確保されてきた。大規模な事業開発があれば、一定程度の公園は整備されるが、市として土地を買収して公園を整備していくのは厳しい現状である。

【委員】白山公園の所有は、UR都市機構か。

【企画経営室長】市のものである。

【委員】そのような状況であれば尚更、公園がこのように様々な使われ方をしているという評価の範疇に入ってくると思う。しかし、事業の成果として捉えにくい。

【環境政策課長】私どもの取り組みは、ハードの部分であると考えている。占用許可の件数とかであれば出すことができる。

【企画経営室長】過去の議会では、小規模の公園を売却して、それを財源としてボール遊びができるような一定規模以上の公園を整備してはどうかという意見が挙がっている。ただし、どの公園を売却するかなど難しい課題がある。

【環境政策課長】例えば、そこに公園があったから住宅を購入した人もいれば、公園から出る落ち葉が迷惑であるという人もいるため、その調整は、非常に難しい。

【委員】人によっては良いこと（グッツ）になっても、人によっては悪いこと（バズ）になるケースもある。

【委員】先ほどの話ででた、占用許可申請件数についてであるが、維持管理が行き届いているからこそ占用許可申請があり、ニーズを把握する指標になると思う。市内の公園全体から見ると一部の公園に偏っているのかもしれないが、公園を使いたいというのは、市民のニーズであると思う。

【環境政策課長】今後、指標の項目として検討したい。市内では、写真撮影等による竹林公園の占用許可申請が多くなっている。

【委員】商業目的ということか。

【環境政策課長】商業目的の場合も申請していただくが、一定時間使用する場合は、申請していただいている。

【環境政策課長と公園係長】撮影のロケ地を掲載したウェブサイトがあり、そこに竹林公園が掲載されている。都内に竹林のある公園が少ないこともありコスプレ撮影の人気スポットとなっているようである。

【委員】このような市の特色は、未来に繋がるものである。

【環境政策課長】周りに迷惑がかからないものであれば占用許可している。

【環境政策課長と公園係長】先ほど話が挙げた公園維持管理事業の事業費が平成29年度から平成30年度にかけて増加した要因であるが、公園照明のLED化によるものが大きいと思われる。

【委員】街灯のLED化は、1つの事業としていたが、公園の整備事業として評価をしているということか。

【企画経営室長】市内全体の街灯については、ESCO事業という形で事業者へLEDへ交換していただき、電気料金が低減した部分から事業者へ10年間かけて費用を支払っていく事業計画である。しかし、公園については、規模が小さいことから事業計画が成り立たなかった経緯がある。話もどるが、公園へ人の目が入るようにするという意見があったが、その部分を市として人員を割っていくことは難しい。そのため、地域でやってもらえるような枠組みにしていかないと、費用面で成り立たない。先ほど、話が挙げた学生ボランティアなど、地域の方々が主体となって、その公園をどのようにしていくのかという意識を根付かしていく必要がある。そうした取り組みにより、安心した公園や防犯にもつながってくる。一方で、現在は、隣に誰が住んでいるかも分からないことが少なくないため、地域力作りも難しい課題となっている。

【委員】先ほど、自治会がない地域もあるという話もあった。地域が運営をするということで始まったコミュニティ図書室についても、野火止コミュニティ図書室と他の2か所では運営方法が異なっていて、野火止だけは、図書室の運営を市がお金を出してシルバー人材センターへ委託しているなどの現状もある。他の2か所は、市から補助金をもらって自分たちで司書を雇い運営している。このように、地域力の差が出てしまうことも想定しておく必要がある。

【企画経営室長】公園については、維持管理の部分で様々な意見をいただくが、多くの経費はかけられない状況にあり、持続できるシステムを作る必要がある。一方で、都市公園条例の規定では、1人当たり5㎡以上の公園を確保することとされている。

【委員】平成5年に都市公園法が改正され1人当たりの公園面積が3㎡から5㎡に拡大されたが、バブルの余韻を残しているように感じる。また、平成6年に公共投資基本計画が策定され、平成9年の改正では、市街地の緑被率を3倍にするとされており、今では考えられない目標が挙げられていた。1人当たりの公園面積が、拡大されたのは、このような時代背景があるようである。

【委員】法改正が行われた当時と現在を比較して、緑に対する需給は、全く変わっていると思う。人口増加で開発圧力がかかり、住環境維持に緑が必要であるとされていたが、現在では、開発が減少し、維持管理に係る経費が大きな負担になっており、当時とは正反対となっている。ハード整備の面で1人当たり5㎡という数字は変わらないが、それを満たす理由は変わってきていると思う。そのため、占用許可によるニーズの把握は良いと思う。

【環境政策課長】現在の条例では、3,000㎡未満の開発の場合は、寄付金対応が可能であるが、3,000㎡以上の場合は、寄付金対応ができず、必ず公園を整備することとなっている。そのため、開発区域が近い場合、同じような公園が整備されてしまう。今後も、3,000㎡以上の開発があるたびに公園が増えていくことは避けられず、その維持管理が課題になってしまう。例えば、3,000㎡以上の開発についても寄付金対応することが可能であれば、他のことにお金が使えるようになる。

【委員】つきつめると、最終的に維持管理費をどう捻出するかということであり、将来的な制度の見直しにつなげるためにも、維持管理にかけたコストに対して実現したことを評価していくべきである。制度の行く先を決めるための情報という意味でも、見えるかたちで評価していくべきである。

【委員】占用許可は、定性的にも定量的にも利用状況を把握する指標かもしれない。

【企画経営室長】②公園に関する事業については、以上とさせていただきます。

<③樹林地、緑地等の維持管理事業について（140201、140202、140203、140204）>

【企画経営室長】③樹林地、緑地等の維持管理事業（140201、140202、140203、140204）について、委員から質疑、ご意見等があればお願いします。

【委員】森の広場とは、どのような位置づけか。

【環境政策課長】子供の広場は、子供の遊び場であるが、森の広場は、緑の保全を目的とした緑地である。

【委員】緑地の保全という方向性はわかるが、樹林地は、どのような位置づけか。生態系維持の視点か。

【環境政策課長】みどりに関する条例及び都市緑地法に沿い市が公有地化するものである。公有化したものの中には、市がそのままの状態で解放しているものもある。

【委員】環境価値としては、公園などよりは、生態系維持としての価値の意味合いが強いように伺える。そういった面で評価はしないのか。

【環境政策課長】どのように活動指標をとって良いか難しい。昆虫の種類が増えたとか。専門性が高く職員では難しい現状である。

【企画経営室長】当市の樹林地は、どう管理していくのかという視点である。

【委員】また生態系維持の視点になってしまうが、樹林地を環境教育に利用するなどしているところもある。

【委員】14か所の保全地域のうち、公有地化されている樹林地と、民有地である森の広場、市民緑地はそれぞれ何か所ずつあるか。

【環境政策課長】樹林地が6か所、森の広場が7か所、市民緑地が1か所ある。もう1つ野火止用水沿いの遊歩道の木々の管理がある。

【委員】参考資料を確認すると、森の広場よりも都市緑地法に基づく市民緑地のほうが面積が少ないようである。都市緑地法に基づく市民緑地にすることで、生産緑地のように固定資産税の減免等はあるか。

【環境政策課長】おそらく減免等があったと思う。現在、市民緑地は1か所である。

【委員】平成29年の法改正により、認定市民緑地と認定を受けた場合、固定資産税、都市計画税の軽減があるようである。ただし、時限的である。

【環境政策課長】現在、市内に認定市民緑地は、ない。

【委員】維持管理費が、変動する要因は何かあるか。

【環境政策課長】場合によっては、木を1本切る費用も数十万かかる場合がある。また、野火止用水は、2kmに渡って植栽管理を行っており、道路や民家が近く要望を多くいただくことから費用がかかることがある。

【委員】以前に野火止地区センターへ行った際、野火止用水そばの植生のすぐ裏にあり、住宅等と自然林が近く、すごくいい環境であると感じた反面、管理するのは、大変であると感じた。

【環境政策課長】台風になると倒木等で大変である。

【企画経営室長】昨年度は、台風による倒木等の被害が大きかった。2,000万円程度の費用がかかった。

【委員】森の広場の樹木がすごく大きく育っているが、あれは際限なく大きくしてしまうのか。

【環境政策課長】森の広場については、緑の保全を主目的としているが、近隣住民の要望等により切るこ

ともある。

【委員】カラス等も多くいるようだ。

【企画経営室長】今回の評価対象と直接の関係はないが、若返り事業の説明をしてほしい。

【環境政策課長】もともと武蔵野雑木林は、人の手が加えられていたが、保全のために木を切ってはいけないという意見などもあり、積極的には行ってこなかった。しかし、雑木林は人の手で管理されて、初めて植生が成り立つものである。そのため、今年度より、各市町村へ配分されることとなった森林環境譲与税を活用し、南沢にある向山緑地の樹木の計画的な伐採等を行う事業を始めた。

【委員】森林の管理では、植生が成長し暗い森にならないように植栽管理すると思うが、それと同様なものか。

【環境政策課長】そうである。光環境の改善という意味もある。公園も様々あるが、提供公園については、今後、あまり大きく成長しない木にするなどの取り組みをしている。向山緑地は、都市計画公園に位置付けられ面積も大きい公園であり、子供が遊べる場所もあるが、緑の保全の意味合いもある。そのため、木が大きく成長し管理できていない部分について、光環境の改善も含めて、計画的に伐採することとした。試験的に5年間実施する計画である

【企画経営室長】昔、農家では、雑木林は、ある程度大きくなった木は薪として活用され、落ち葉は堆肥とされていたことにより、管理され維持できていた。それが、今は、緑は残さなければいけないという、保全の考え方が進み、真っ暗闇の雑木林ができています。

【委員】林の中に竹が生え、竹に乗っ取られることもあるようである。

【企画経営室長】一時期、緑は保全しなければいけないという考え方が強かったが、一定の環境を維持していくためには、ある程度間伐を行って管理していく必要がある。

【委員】森林環境譲与税の配分と用途はどうなっているか。

【企画経営室長】具体的なスキームは手元に資料がないが、今年度は、約400～500万円程度の配分があり、段階的に増えていく計画であることから、活用策を検討する必要がある。森林環境教育へも活用していきたいと考えている。

【委員】森林環境譲与税は、白神山地や屋久島等へ配分されるものだと思っていたが、東久留米市へも配分されることは意外であった。

【委員】森林環境譲与税は、緑の恩恵を受けているような場所へは、あまり配分されずに、意外にも都市部に配分されるような基準となっており、元々の趣旨とは異なってきているようである。

【企画経営室長】元々の制度の趣旨は、山の緑を管理していかないと山が死んでしまうことに対応するため、その取り組みに配分されるものであったと記憶している。他市の事例では、木材としての活用方法を普及させるような事業へ活用している例もあるようだ。これには、外国産の木材が安く手に入りやすくなり、国内の林業が縮小した背景があるようだ。

【委員】里山的な管理を行うためには経費がかかるため、このような財源がないと対応できないということか。

【企画経営室長】今後このような方向になっていくと思われる。

【委員】先ほどカラスの話があったが、鳥獣に対する事業もこの中で行われているのか。

【環境政策課長】鳥獣に関するものは、今回の評価対象事業ではないが、当課が所管している別事業である。

【企画経営室長】昨年度の外部評価会議の対象となっている。

【環境政策課長】鳥害については、緑地や広場ではなく、空き家等で多くみられる。その他にもハクビシン、アライグマ等に対する要望が多い。

【委員】ごみに対する事業であるが、ステーション方式をやめてごみ袋の有料化を行ったと思うが、武蔵野市では、一戸建は、家の前にごみを出し、そこにカラスが来てごみを荒らしてしまうことが多いようである。東久留米市では何か対策はされているか。

【企画経営室長】有料化に併せてごみ出し用の容器を無料で配布し、各ご家庭で鳥等による被害が生じないよう対策をいただいている。

【委員】東久留米市は、ごみの有料化の導入が後であったことから、様々な対策を講じられているようである。

【企画経営室長】先行している他市事例があるため、それを参考にして取り組み始めたが、それでも様々な意見をいただいている。

【委員】緑地に対する市民ニーズは、公園とは違い、道路に木がはみ出さないで欲しいなど植栽管理に対

するものという認識で良いか。

【環境政策課長】公園は、オープンスペースであり、遊びに利用したりすることが主目的である。緑地は、保全を主目的としていながらも、市民に開放をしている。

【委員】開放することで、市民に危険が及ぶようなことはないか。大げさに言うと、人さらいがあるなど防犯上の管理は必要ないのか。

【環境政策課長】オープンスペースがなく見渡しが悪いなど、防犯面で指摘を受けると厳しいものがある。しかし、目的が異なり、緑地の主目的はみどりの保全である。

【委員】外部評価概要シートの緑地保全計画推進事業が、人件費のみとなっているが、民有緑地の買収交渉を進めており、買収をした時点で事業費が発生するものか。

【環境政策課長】そのとおりである。具体的には、現在、向山緑地の拡幅を予定しており、買収交渉を進めている。買収に至った時点で、事業費が記載される。

【委員】水と緑に関する事業は、東久留米市らしい取り組みであり、キャッチフレーズのようなところもある。そのため、この事業をしっかりと取り組んでいくことは、東久留米市らしさを増進するという意味で非常に意味があるものであると考える。

【環境政策課長】また、緑だけでなく市内には立野川の源流がある。

【企画経営室長】東久留米市は、自然が豊かであり、公園の確保や緑地の保全を進めている一方で、維持管理にかかるコストの捻出が市の財政上厳しい状況がある。そのため、植栽管理をどの程度行うか、また管理手法等について課題があると、市としては認識している。

【委員】樹林地、樹木に関するものについては、維持管理コストを増やさないために、前もって少しずつ伐採等を行い管理していくことで、トータルコストを抑えることが大切である。公園については、市民ニーズが大きく関わってくることなので、長期的に制度の見直しを考えるための情報収集が必要であり、間接的な効果も評価していくことが重要であると考えます。

【委員】ITやロボット等により技術革新がある事業ではないため、どのように維持管理コストを平準化していくかというのは難しい分野である。

【委員】維持管理が本当に大変であると感じた。公園については、人の目が入るようみんなで見守っていくような体制作りが必要であると感じた。

【委員】みどりの基金がたまっており活用方法について検討が必要ではないか。

【企画経営室長】みどりの基金は、緑地の確保のような緑に直接結びつく事業のみに充てられる処分規定となっており、これを公園の整備等にも充てられるよう活用の幅を広げることかなどが考えられる。一方で、計画的に緑の確保を進めていく必要もある。また、公園の維持管理費などにこのような基金を充てることは、性質上合わないという考えもある。これらの点も踏まえ、各委員よりご意見をいただきたい。

【委員】昨年の台風被害により2,000万円程度の費用を要したという話があった。このような災害など予測できないような事態に基金が使えると良いと思う。災害等の対応に費用がかかり、経常的にかかる維持管理費が圧迫するようなことがあると、管理が行き届かず市民の安全を脅かすことにつながる。

【委員】昨年の災害時は、補正予算を組んだのか。もしくは、予備費を使用したのか。

【企画経営室長】一定程度の予備費を予算措置しており、そこから対応したが、予備費も底をつきそうな状況になり、増額補正予算を組んだ。このような不足の事態が発生した際、東久留米市のお金の運用方法としては、財政調整基金から取り崩しを行うこととしている。

【委員】本日の話の中で、公園等の維持管理の財源が厳しい状況であるという話があったため、みどりの基金を活用できないかと考えた。規則的に使えるものを使えないものがあると思うが、このままでは、みどりの基金はどんどん積みあがっていくばかりである。

【企画経営室長】先ほど申し上げたように、緑地の確保をするために充てる基金であり、それをしない限り、長期的には増えていくことになる。

【委員】民有地の緑地をどこまで買収するかということか。

【企画経営室長】森の広場についても、民有地を借り上げて事業を実施しているため、基金を使って買い上げることも考えられる。

【委員】公園については、公園面積5㎡に達していないことから、量的にも確保しなければいけないが、質についても考える必要があり、質と量を今後どう考えていくか。

【企画経営室長】資料を見ていて疑問に思ったことは、公園と緑地は一緒ではないことである。

【環境政策課長】公園は、都市計画に基づく土木費の公園に分類される。緑地については、環境面から位置づけられているものである。東久留米市では、このような分け方をしている。

【委員】緑被率に公園は入っているのか。

【環境政策課長】入っている。

【企画経営室長】東久留米市都市公園条例の1人当たり5㎡は、緑地も含むのか。

【環境政策課長】緑地や森の広場も含んでいる。市民に説明する際は、公園は、オープンスペースであり、自由に入出入りでき、遊びを主目的としている。緑地は、環境面から保全を目的としている。ただし、緑被率は、両方含んでいる。

【委員】感覚的には、樹林地は、人が入ることもできることから解釈を拡げても良いと思う。しかし、緑のもつ機能とオープンスペースの公園とでは、機能が違うため難しい。

【企画経営室長】公園自体が、多様な機能を持つものとなっており、必ずしも緑地があるとは限らないため、難しい面がある。しかし、基金自体をうまく機能させる必要はあると考えている。それでは、(1)令和元年度外部評価対象項目(個別評価)に関する所管課への質疑及び応答については以上とする。

(2) その他について

— 次回以降の会議日程について —

— 第3回会議録について —

意見等なし

【企画経営室長】以上で、本日の議題は全て終了した。令和元年度第4回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を終了する。

以上